

《令和7年度》
介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修

介護の仕事に
チャレンジして
みませんか



受講費用を**全額**助成します！！

千葉市では、人材の確保と介護施設等への定着の促進を図るため、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、これらの研修に要した費用の全額を助成します。

※ご申請の際は、必ず記入例をご確認ください。

助成額

- ◇介護職員初任者研修
受講に要した受講料等の費用の全額(上限100,000円)
- ◇介護福祉士実務者研修
受講に要した受講料等の費用の全額(上限150,000円)

助成人数

- ◇介護職員初任者研修
50人程度(先着順)
- ◇介護福祉士実務者研修
80人程度(先着順)

申請期間

令和7年6月16日(月)～令和8年2月6日(金)まで(郵送可・必着)

※申請書類に不備があり、申請期間内に正式な申請書類を提出できない場合は受付できませんのでご注意ください。

千葉市介護保険管理課ホームページ

URL: <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/shoninshakenshuu.html>

※右記の二次元バーコードからもアクセスできます。

※申請書の入手方法、事業の詳細等についてはホームページをご覧ください。



《問合せ・申請先》 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL : 043-245-5206 FAX : 043-245-5623

Eメール: kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

直接持参	千葉市役所新庁舎高層棟 9階
郵送	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

対象者、申請書類等の詳細は
裏面をご覧ください。
※申請前に必ずご確認ください。

※申請からお振込みまで2～3か月程度要します。

介護職員研修受講者支援事業

1 助成対象者

次の(1)から(5)のすべてに該当する方

- (1)申請日の1年前の日から申請日までに介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了している方
- (2)申請日において、千葉市内の同一の介護施設等に、常勤・非常勤、派遣を問わず、介護職として3か月以上継続して就労し、かつ、30日以上従事している方
- (3)研修に係る経費について、支払いを完了している方
- (4)研修に係る経費について、他の公的制度から助成を受けていない方
- (5)市町村税に滞納がない方、又は、地方税法の規定に基づき徴収猶予の特例(地方税法附則第59条第1項)を利用している方

2 助成額

- (1)介護職員初任者研修の受講に要した受講料等の費用の全額

(ただし、上限額 100,000円とする。)

- (2)介護福祉士実務者研修の受講に要した受講料等の費用の全額

(ただし、上限額150,000円とする。)

※研修事業者、勤務先である介護施設等及び介護施設等の運営法人等から助成(キャッシュバック、還付、補助、手当等)を受けた(受ける予定の)場合は、受講費用から当該助成等の額を引いた後の経費が助成対象となります。

3 助成人数(先着順)

初任者研修50人程度

実務者研修80人程度

※一部対象とならない介護施設等がありますので、申請前にご確認ください。

申請期間 令和7年6月16日(月)～令和8年2月6日(金)まで (郵送可・必着)

申請書類

ア 申請書【様式第1号】

イ 研修事業者(資格養成校等)が発行する修了証明書の写し

ウ 研修事業者が発行する領収書(原本)

※クレジットカード払いの場合、研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。

エ 市町村税に滞納がないことの証明書(発行から3か月以内のもの)

※令和7年1月1日時点で千葉市在住者は原則不要です。

※証明書の名称や証明範囲は市町村で異なりますので、ご用意いただく際は、税関係部署等にお問合せください。

オ 就労証明書【様式第2号】

※必ず勤務先等の担当者が記入してください。

カ 研修事業者、勤務先である介護施設等及び介護施設等の運営法人等から助成等を受けた、又は受ける予定の場合、当該助成等に係る額を確認できる書類